

第2次 新城市 環境基本計画 概要版（令和2年度～令和13年度）

【令和2年3月策定】

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の目的

第1次新城市環境基本計画が、平成20年（2008年）10月に策定されてから約10年が経過し、現状に合わせるべく「第2次新城市環境基本計画（以下「本計画」という。）」の改定を行いました。

本計画は、本市における良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 計画の役割・位置づけ

本計画は、新城市環境基本条例第7条に基づく法定計画であり、「第2次新城市総合計画」の基本構想を環境面から後押しし、実現するための基本計画として位置づけられています。

本計画では、第2次新城市総合計画において掲げる本市の目指すまちの将来像「つながる力 豊かさ 開拓 山の湊しんしろ」の実現に向け、環境ビジョンや計画の位置づけを定めます。

本計画には、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「生物多様性地域戦略」を包含します。

3 計画の範囲

生物多様性：森林、河川、農地、湿原、生物多様性、自然とのふれあい など

低炭素社会：温室効果ガス、再生可能エネルギー、省エネルギー、交通 など

循環型社会：ごみの減量、リサイクル、水循環 など

生活環境：大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、災害、防犯、歴史・文化 など

参加・協働：人材育成、環境の保全と創出活動、環境教育、環境情報 など

4 計画期間 令和2年度（2020年度）から令和13年度（2031年度）までの12年間

年度	H20 2008	H25 2013	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
総合計画	第1次 策定		第2次 策定													第3次 策定 (予定)	
新城市 環境基本計画	第1次 策定		第2次 策定													第3次 策定 (予定)	
新城市 環境行動計画 (仮称)		第1次 策定		第2次 策定 (予定)													第3次 策定 (予定)

第2章 計画の基本方針

1 目指すまちの将来像

第2次新城市総合計画において掲げる本市の目指すまちの将来像は、「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」です。

本計画では、第2次新城市総合計画において掲げる本市の目指すまちの将来像「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を実現するために、目指すべき環境像（環境ビジョン）を定めます。

目指すまちの将来像

つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ

第3章 わたしたちの環境ビジョン

本市の掲げる目指すまちの将来像の実現に向け、次の5つの「わたしたちの環境ビジョン」を設定します。

目指すまちの将来像：つながる力 豊かさ開拓 山の楽しんしろ

環境ビジョン1	多様な生態系と共存するまち	豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・活用	豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・維持・再生
			豊かな自然を地域資源として活用
			自然に親しむ
環境ビジョン2	低炭素なまち	エネルギー自治	省エネルギー行動の推進
			再生可能エネルギー導入の推進
			エネルギー自治の推進
		環境にやさしい交通行動	公共交通機関の利用推進
			歩行と自転車利用の推進
			環境に配慮した自動車利用
気候変動への適応策	気候変動への適応策の推進		
森林吸収源対策	森林の適切な維持管理 地域材の利用促進		
環境ビジョン3	ものが循環するまち	ごみの減量	3Rの推進
			食品ロスの削減
			もったいない意識の普及啓発活動
			ごみ分別・収集・処理体制の整備
		持続可能な消費行動	環境・人・社会・地域に配慮した消費行動
健全な水環境	健全な水循環の構築・強化		
環境ビジョン4	安全・安心・快適なまち	災害対策	自然災害への対応
			地域自主防災の意識の醸成
		公害等の未然防止	公害を未然に防ぐ体制強化と連携
		防犯対策	犯罪を未然に防ぐ環境・体制づくり
			空き家対策の推進
		地産地消	地産地消の推進
歴史文化の保全・整備・活用	史跡、名勝、天然記念物や建造物の保全・整備		
	歴史文化の活用		
環境ビジョン5	みんなで取り組むまち	環境人材の育成（市民、職員）	市民の人材育成：環境活動リーダーの育成
			市民の人材育成：活躍の場づくり
			職員の人材育成：職員研修の実施
			職員の人材育成：行動計画と進行管理
		パートナーシップの強化	庁内連携の強化
			環境活動の支援
			市民、事業者、市、他自治体、NPO、NGOなどの連携
		環境教育の実施	環境教育の拠点の活用
			環境教育・体験学習の実施
			環境教育体制の整備
環境情報の提供			

第4章 新城市生物多様性地域戦略

1 計画期間 令和2年度（2020年度）から令和13年度（2031年度）までの12年間

2 本市の環境

本市は1,000mほど標高差がある地形で、平野や高原、急峻な山岳、溪谷など非常に変化に富んだ地形であり、南北の中央を豊川と中央構造線が横断します。

市域の83.0%を森林が占めていますが、その面積の65%以上がスギ・ヒノキの人工林となっています。

森林の他にも豊川（寒狭川）や宇連川、矢作川など豊かな水にも恵まれ多くの動物が生息しており、作手中間湿原群は、日本の重要湿地500選に選ばれています。

3 目標

本市の目標を「多様な生態系と共存するまち」とします。

4 施策・推進体制・進行管理

目標である「多様な生態系と共存するまち」を実現するため、2つの行動計画を柱としながら、市民、事業者、市によって、生物多様性地域戦略を推進します。

なお、推進体制は、環境基本計画の「第6章 計画の総合的運用」に準ずるものとします。

行動計画1：豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・活用

- 豊かな生物多様性を育む自然環境の把握・保全・再生
- 豊かな生物多様性を育む自然環境を地域資源として活用
- 豊かな生物多様性を育む自然環境を地球温暖化から守る

行動計画2：自然に親しむ

- 自然を活かしたまちなみ景観づくり・ふれあいの場所づくり
- 自然にふれあい学びます
- 自然に親しむ心の醸成
- 自然に親しむ団体の活性化を図ります

第5章 新城市地球温暖化

1 計画期間 令和2年度（2020年度）から令和13年度（2031年度）までの12年間

2 本市の現況

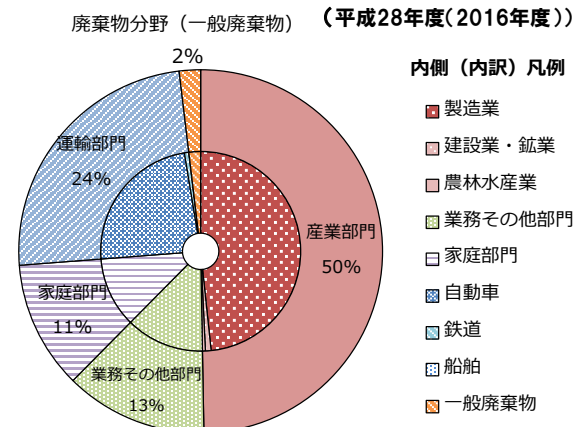
平成28年度(2016年度)の二酸化炭素排出量は、476.2千t-CO²であり、産業部門が50%、業務その他部門が13%、家庭部門が11%、運輸部門が24%、廃棄物分野（一般廃棄物）が2%を占めています。

3 削減目標

令和12年度（2030年度）の二酸化炭素排出量は、平成25年度（2013年度）を基準に26%削減し、390千t-CO²を目指します。

計画期間最終年度である令和13年度（2031年度）については、暫定の削減目標として28%削減（380千t-CO²）とします。

温室効果ガス（CO₂）排出量の部門・分野別構成比



4 施策・推進体制・進行管理

二酸化炭素排出量の削減目標を達成するため、平成 24 年度（2012 年）に策定した旧地球温暖化対策実行計画の重点施策（リーディングプロジェクト）の方針を引き継ぎながら、新しい環境ビジョンの実現に向けた施策を実施していきます。

なお、推進体制は、環境基本計画の「第 6 章 計画の総合的運用」に準ずるものとします。

施策 1： エコな暮らしプロジェクト

施策 2： スマートエナジープロジェクト

施策 3： 育成と共生の森づくりプロジェクト

施策 4： みのりがめぐるまちづくり推進プロジェクト

施策 5： 環境学習都市づくりプロジェクト

第 6 章 計画の総合的運用

1 基本的な考え方

新城市環境基本条例の基本的な考え方を踏まえ、新城市自治基本条例の基本原則にそってみんなで協力してまちづくりを推進し、環境ビジョンの実現を目指します。

2 施策推進にあたっての人材育成・教育と多様な主体の連携

目指すまちの将来像の実現のためには、自ら環境に対して行動を実践する環境人材の育成や教育の他、多様な主体が連携し、環境ビジョン 1～4 で掲げた持続可能な活動や環境行動を進めていく必要があります。

主体	各主体の役割
市民	<ul style="list-style-type: none">● 環境行動の実施と環境活動の積極的な参加● 環境活動に関する知識・スキルの習得
事業者 (市民団体含む)	<ul style="list-style-type: none">● 環境活動の実施と市民や他組織との協働● 活躍の場の創出
市	<ul style="list-style-type: none">● 環境に関する施策の実施と活動支援● 情報共有及び協働の場の創出と人材育成
連携・協働	
協働の場 新城市環境行動計画会議(仮称)	
<ul style="list-style-type: none">● 環境活動に関する情報提供及び共有● 環境に関する知識やスキルを習得するための講座やワークショップ● 環境活動における課題解決やより発展した取り組みに向けた意見交換● 環境に関する施策の実施状況の評価・検証● 多くの主体が参加し、相乗効果が望めるような環境活動の創出	

3 計画の進行管理

本計画で掲げた環境ビジョンを着実に実現するため、「計画 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「見直し (Action)」の PDCA サイクルにより、環境ビジョンの達成状況や施策の実施状況を評価し、改善点を施策等に反映します。



発行 新城市

編集 新城市環境政策課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

TEL : 0536-23-1111 (代表) FAX : 0536-23-7047

URL : <https://www.city.shinshiro.lg.jp/>